

4 施策別計画

基本構想に掲げるまちの将来像を具体化するための施策と取組を体系的に示します。施策ごとに施策の必要性、方向性を述べ、次に取組ごとに現況と課題、目標、関係主体の役割を明らかにします。また、関連する施策との連携の内容、施策を位置づける分野別計画についても一体的に示します。

施策別計画の見方

基本構想に掲げた6つのまちの将来像とまちづくりを進めるための基盤を示しています。

将来像を実現するための施策を示しています。

関連する施策と連携の内容を示しています。
なお、市民協働や人権、行政の効率化などを内容とする、「まちづくりを進めるための基盤」である施策は、あらゆる分野に関連するため、特に連携に取り組む必要のある施策のみを掲載しています。

【施策別計画イメージ】

(3)関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-1 地域福祉を推進する	地域福祉ネットワークを活用しながら、日常の見守りや災害時の対応を含めた高齢者の包括的な支援に努めます。
1-5 健康づくりや地域医療を充実する	健康寿命の延伸を図るとともに、病気になっても在宅医療の充実により地域で住み続けることができるよう取り組みます。
1-6 社会保険制度を安定的に運営する	介護予防・健康づくりに取り組み、介護給付費を抑制し、介護保険制度の安定的な運営に努めます。
4-3 消防・救急体制を充実させ、消防力の強化を図る	ひとり暮らし高齢者等のお住まいを消防職員が訪問することにより、高齢者防火対策への取り組みを推進します。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	安全で安心して生活ができる住宅が確保され、居住環境の向上を図ります。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	高齢者が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	高齢者虐待の発生の減少や発生時の対応力の向上などに努めます。
7-6 地域のコミュニティを育み、地域自治を支援する	老人クラブの活動支援や高齢者団体の育成支援などを通じて地域福祉を推進します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	地域の高齢者団体の活動が活性化し、地域力の向上を図ります。

まちの将来像 第1章 ともに支え合い、健やかに暮らせるまち 施策2. 高齢者への支援を推進する

(1)施策概要

《施策の必要性》

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家低下しています。

そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいづくり、日常生活の自立支援など総合的な施策の推進が必要です。

《施策の方向性》

超高齢社会を高齢者が支える体制が整備され、高齢者の社会参加の活性化を図ります。

高齢者が、医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境が整っています。

《施策を実現するための取り組みの体系》

【施策】

高齢者への支援を推進する

①地域活動・社会参加の促進

②地域包括ケア体制の推進

③介護予防に関する取り組みの促進

施策の必要性を示しています。

施策の方向性を示しています。

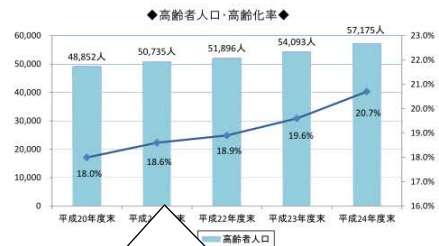
施策を構成する取組の体系を示しています。

(2)分野別計画等

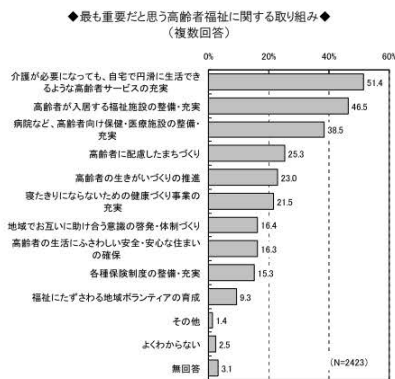
● 総合保健福祉計画

「すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念とし、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合計画

施策に関連する分野別計画を示しています。



施策や取組の現状に関する現況データを示しています。



施策や取組の現状に関する現況データを示しています。

施策を実現するための取組名を示しています。

取組の目標を示しています。

取組の現状と課題を示しています。

取組について市が行うことを示しています。

取組	現状と課題及び目標	市が行うこと
①地域活動・社会参加の促進	現状と課題 高齢者人口は、大きく伸びていますが、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいます。地域の高齢者団体の活性化が必要です。 目標 ボランティア活動の支援等、生きがいづくりや社会参加の機会の充実が図られています。	市 これまでの知識・技能を生かすことのできるシルバー人材センターや、高齢者が地域の相互扶助活動の担い手として活動している老人クラブ等を支援することなどにより、高齢者の居場所と出番の創造に努めます。 市民 積極的に、ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいづくり、健康づくりを行います。 事業者・団体 老人クラブやボランティア団体等が魅力ある活動を展開し、社会参加をしたい高齢者のいきがいづくりの場を多様な形で提供しています。
②地域包括ケア体制の推進	現状と課題 高齢者や家族が安心して暮らすためには、医療・介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されています。	市 多職種連携による、地域ケア会議の開催等にも体制を推進し、課題を抱えています。 市民 自ら積極的に健康づくりに励み、生活習慣病、認知症の予防に取り組めます。 事業者・団体 関係機関が高齢者の健康づくりの取り組みを支援するとともに、認知症高齢者と連携しサポートします。
③介護予防に関する取り組みの促進	現状と課題 高齢化が急速に進展し、各種保険給付費が増加傾向にあります。高齢者が元気・健康を推進するため、介護予防や認知症予防及び早期対応の充実した取り組みが必要です。 目標 高齢者が、自ら健康づくりに取り組んでいます。また、認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らせるための支援体制の整備が進んでいます。	市 介護予防に関する取り組みを身近な場所で行います。認知症に係る専門職や関係団体などによる支援が充実します。

取組について市民が行うこと(期待すること)を示しています。

取組について事業者・団体が行うこと(期待すること)を示しています。

施策1. 地域経済を支える産業をまもりそだてる

施策概要

《施策の必要性》

農林業従事者の高齢化が急激に進み、依然として担い手不足の状況にあります。都市住民から新鮮で安全・安心な農作物に対するニーズが高まっており、新たな担い手の確保や、地域特性をいかした農林業振興が必要です。また、小売業や卸売業では、生活スタイルや消費者ニーズが多様化する中、集客力を維持できず活力が低下しており、製造業を中心とする事業者においても、産業環境や経済状況の変化の下、移転や統合、廃業など厳しい経営環境となっています。

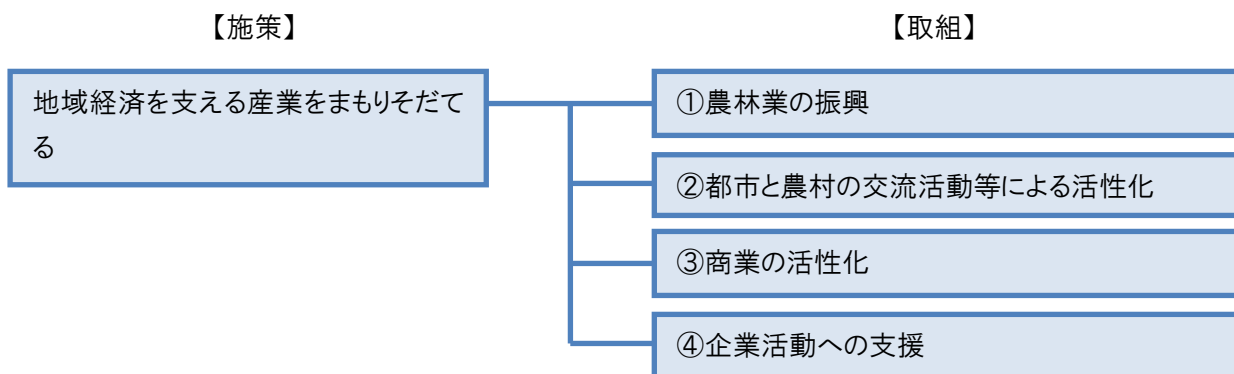
これらの状況下、まちの発展へ向けて、便利で楽しみのある商店街づくりや市内事業所の事業継続・成長を支援する必要があります。

《施策の方向性》

本市の農林業は、都市近郊立地の特性をいかし、都市と農村の交流を基軸とした地産地消の取組や、適切な森林整備が進むとともに、地域ぐるみでの営農や都市住民、企業等の新たな担い手を育成します。

また、商店街が便利で楽しみのある場所として、買い物客や地域住民で賑わい、市内企業が安定的に事業を継続し、成長を遂げるなど、活力あふれるまちづくりを進めていきます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 農業振興地域整備計画

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を推進するため、農業生産基盤や生活環境施設、農業近代化施設の整備計画、農業経営の促進計画や担い手の確保に関する計画などを総合的に定めている計画

- 農村振興基本計画

農村地域の振興を図るため、地域の将来像を明確化し、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備のみならず、生活環境の整備やその他の政策を、地域住民参加のもとで定める計画

- 森林整備計画

地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める計画

- 産業振興ビジョン・アクションプラン

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

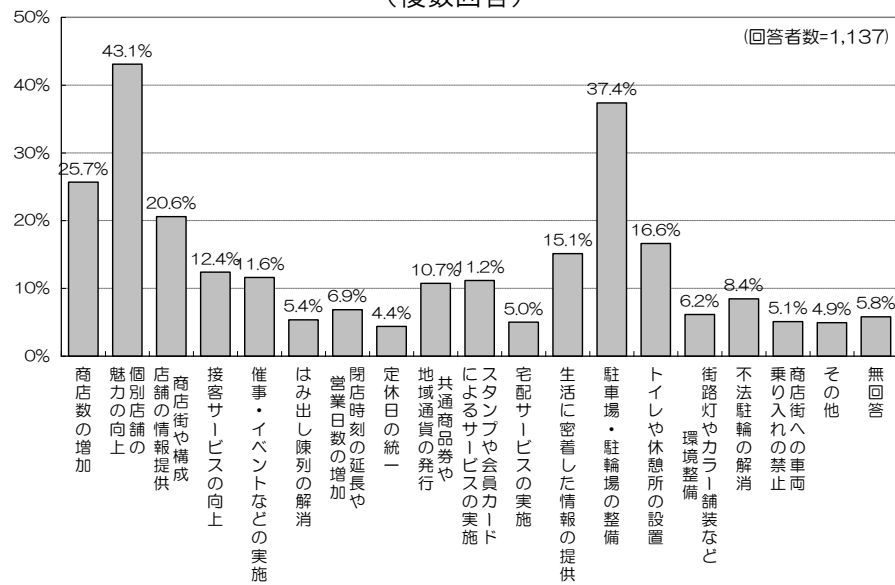
- 中心市街地活性化基本計画

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために、多様な主体が参画した実効性のある具体的方策を定める計画

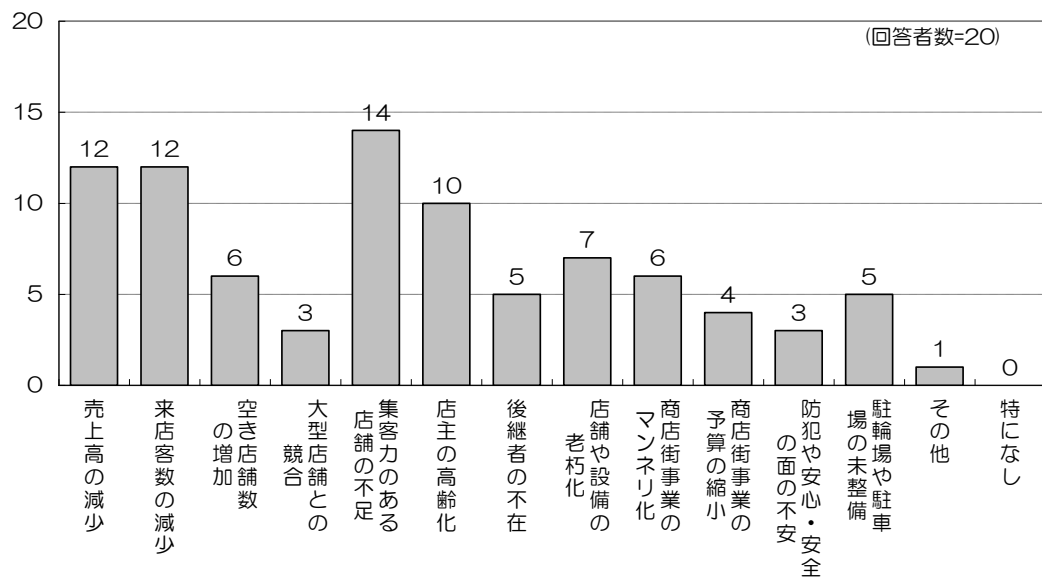
関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	安全・安心な農作物が給食で供給されるように推進します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	都市と農村の交流と商業活性化の観点から、観光の振興と連携して推進します。
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	地域経済の活性化に向けた施策を連携して推進します。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	活力あるまちづくりをめざし、施策を連携して推進します。
6-2 バランスの取れた自然環境をつくる	農林業を通じた自然環境の保全を推進します。

◆消費者を対象としたアンケート「市内の商店街を魅力的にするために重要な取組」◆
(複数回答)



◆商店街を対象としたアンケート「商店街が抱えている問題」◆
(複数回答)



◆商業集積地の事業所数・従業者数・年間商品販売額・売場面積(2007 年)◆

(単位：箇所、人、億円、㎡)

	事業所数	従業者数	年間商品 販売額	売場面積
商業集積地計	743	6,128	937	127,041
本町地区商業地域	29	89	7	1,142
総持寺駅前東地区商業地域	42	281	28	3,221
J R 駅前東地区商業地域	50	387	52	6,129
ソシオいばらき	36	137	12	1,195
阪急茨木駅東地区商業地域	101	1,255	222	23,781
春日地区商業地域	43	224	22	2,639
永代地区商業地域	13	69	5	1,412
J R 駅前西地区商業地域	50	296	40	4,680
総持寺駅前西地区商業地域	20	138	14	1,737
大池・並木地区商業地域	28	120	22	3,551
阪急南茨木駅周辺地区商業地域	54	417	71	5,034
元町地区商業地域	75	335	35	4,491
別院町地区商業地域	38	290	36	4,180
大手町地区商業地域	21	100	11	1,719
ロサビア	47	230	32	3,519
アル・プラザ茨木	21	555	99	15,741
マイカル茨木	75	1,205	230	42,870

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①農林業の振興	現状と課題	市
	本市の農家林家のほとんどが兼業農家で、従事者の高齢化や担い手不足から、耕作面積は減少し、森林は手入れが行き届かなくなりつつあります。	生産基盤や生活環境基盤を整備するとともに、集落営農の組織化や都市住民、企業等の担い手の確保に努めます。 また、有害獣防止柵設置や森林整備を支援します。
	目標	市民
	農業生産施設や農村生活環境が整備され、さまざまな担い手により、農業が営まれ、安全・安心な農作物が市民に供給されています。また、適切な森林整備が進んでいます。	組織化された営農の共同作業に参加します。また、農林産物を活用した加工品の使用に努めます。
②都市と農村の交流活動等による活性化	現状と課題	事業者・団体
	「見山の郷」や「みしま館」をはじめとした直売所・青空市での販売や、農業祭等のイベントを通じた都市と農村の交流が行われています。 農業にふれあえる市民農園や体験農園を推進する必要があります。	農林業従事者は営農の組織化を図り、担い手の確保に努めます。また、農林産物を活用した加工品の開発に努めます。 農協等において営農指導の強化を図ります。また、実行組合や水利組合が地域の共同作業を企画・実施します。 建設業においても大阪産材の使用に努めます。
	目標	市
	農業に関連したイベントが市内各所で行われ、都市住民との交流が活発化し、地域が活性化しています。 市民が市民農園での野菜作りや体験農園で楽しんでいます。	直売活動を通じた地産地消の取組を推進するため、特産品等の栽培や6次産業化の取組を支援するとともに、体験農園やイベントの開催状況の情報発信に努めます。 市民農園や体験農園の開設を促進します。 また、北辰中学校跡地において、周辺農地と連携した体験農園や集客施設の整備を推進します。
		市民
		イベントを通じて農業への理解と市域で栽培される農産物を購入できる直売所を利用します。 市民農園等で農業にふれあいます。
		事業者・団体
		企業による農林業支援を実施するとともに、イベントを企画し、他のイベントに参加します。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③商業の活性化	現状と課題	市
	消費者ニーズや生活スタイルの変化に伴い、利便性の高い新たな大型ショッピングセンターに買い物客が流れ、従来の小売・卸売事業者の業績が減少しています。また、まちを楽しめる機会の増加が求められています。	商店街の活性化に向けて、来街環境の整備や創業者の支援に努め、利便性の向上を図るとともに、イベントや店舗の情報発信などの取組を支援します。
	目標	市民
	商店街が、利便性が高く居心地のいい場となり、複合型ショッピング施設と共生しています。また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々でにぎわっています。	市内での消費活動に努めます。
④企業活動への支援	現状と課題	市
	グローバル化、少子高齢化等による産業構造や社会経済情勢の変化を受け、企業にとって厳しい経営環境となっています。企業の操業継続を支援する施策を展開し、市内産業の活性化を図ることが求められています。	市内企業への個別訪問やワンストップ相談を通じ、市と企業との関係を深めるとともに、企業の操業継続の支援に努めます。 また、経済の国際化に対応した企業活動に協力できるよう、関係機関と連携を図ります。
	目標	市民
	市内企業が操業を継続し、発展成長することにより、地域経済が発展しています。	事業者・団体
		事業者は、地域の安心安全や利便性向上に寄与する取組を推進するとともに、イベントや店舗の魅力を広く発信するなどの魅力づくりに努め、地域と密着した商店街づくりをめざします。
		事業者・団体
		事業者は、産業構造等の変化に対応するため、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。

まちの将来像 | 第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち

施策2. 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる

施策概要

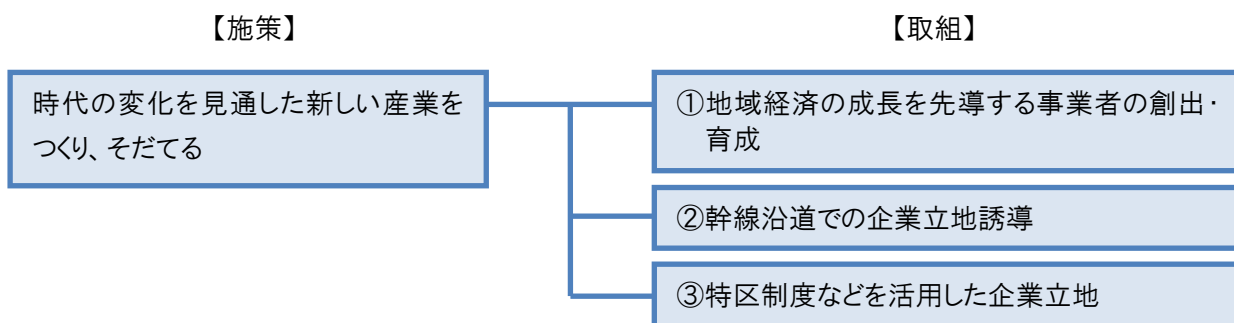
《施策の必要性》

グローバル化や人口減少社会到来による産業構造、社会経済情勢の変化により、企業の生産拠点の移転や集約が進む中、特区などを活用した成長産業の集積、新商品開発などによる既存産業の活性化、さらには、地域との連携や人材育成等の地域経済の活性化へ向けた対策を講じる必要があります。

《施策の方向性》

特区や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、バイオ・ライフサイエンス分野など成長産業の集積や幹線沿道等での物流施設など本市の地域特性をいかした企業立地を進めます。また、多様なビジネスの創出とともに、育成された人材がいきいきと活躍することで、活力がみなぎるまちづくりを進めていきます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 産業振興ビジョン・アクションプラン

平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンの実現に向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	デザイナーやクリエイターの進出を促進するため連携を行います。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	地域経済の活性化に向けた施策を連携して推進します。
5-4 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる	幹線沿道や彩都などの土地活用について企業誘致の観点から連携し、進めていきます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	コミュニティビジネスなど新たなビジネスの手法と地域の人材との連携を行います。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成	現状と課題	市
	産業を取り巻く環境が変化してきており、大学等の知的財産、企業の技術力、地域のつながりや人材などをいかし、競争力をもった新しい事業を創出する仕組みづくりを進める必要があります。	新事業の創出やコミュニティビジネス等の新たなビジネス手法の活用に対し、大学、企業、地元金融機関、地域の人材等がそれぞれの強みをいかせる、連携体制の基盤整備を進めます。
	目標	市民
	クリエイターや研究者といった知識・技術を持った人材の活躍で、個性あふれる新しい事業が創出されています。また、事業者、大学、地元金融機関、行政や市民がそれぞれの強みをいかして、地域産業の活性化に取り組んでいます。	地域の人材やノウハウ、施設、資金を活かして、地域課題の解決や地域の活性化に取り組んでいます。
②幹線沿道での企業立地誘導	現状と課題	市
	大阪府内や他府県を結ぶ地域幹線軸が縦横に交差しており、広域的な交通利便性に恵まれています。この地域特性を活かした企業立地が求められます。	周辺環境に配慮しながら、幹線道路沿道への物流施設など地域特性をいかした立地促進に努めます。
	目標	市民
	交通利便性など本市の地域特性を活かし、幹線沿道において、これからの時代にふさわしい物流施設などの立地を進めて行きます。	幹線道路沿道においては農業との調和に留意しながら、土地区画整理事業等の手法により、企業立地につながる土地利用を協力して進めます。
③特区制度などを活用した企業立地	現状と課題	市
	工場等の移転・撤退が続く産業の活力に不安が生じていることから、今後の社会経済情勢に対応しつつ、地域産業の成長を先導する競争力を持った成長産業の事業者の創出や育成、また、それら事業者の集積を図る必要があります。	特区制度や企業立地促進奨励金などの企業支援施策を活用し、成長産業の集積促進を図ります。
	目標	市民
	特区制度や企業立地促進奨励金などの支援施策により、バイオ関連や環境関連など成長産業の集積が進み、市内企業とのビジネスマッチングなどの経済効果が生まれ、地域経済の活性化が図られています。	事業者・団体
		事業者は、新製品・新技術の研究開発等に努め、競争力を高めます。また、大学と連携し、地域で活躍できるイノベティブ、クリエイティブな人材を育成します。
		事業者・団体
		事業者は、交通利便性をいかした進出活動を進め、市民の雇用に努めます。
		事業者・団体
		北大阪(彩都等)地域拠点協議会において特区事業の推進に関する協議・調整を行います。

施策3. 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる

施策概要

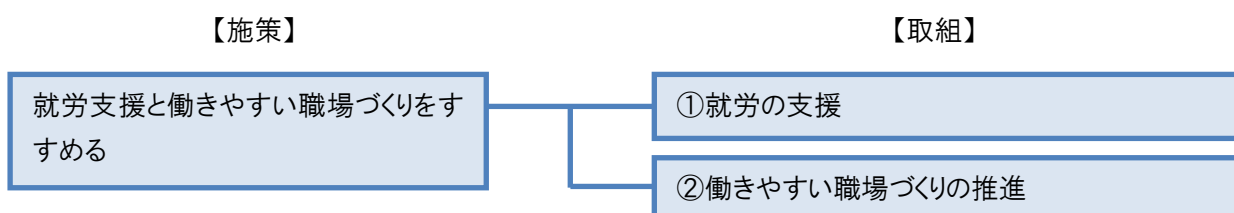
《施策の必要性》

働く意欲はあるが就労にあたり困難な要因を抱える人（就職困難者）や不安定な就労を余儀なくされている人が、その能力や希望に応じた就労を実現できることが求められています。また、大企業と中小企業の労働条件等の格差が生じているとともに、ハラスメント、過重労働など労働問題が散見されていることから、市内事業所で働く人々の福利厚生や労働環境の改善を支援する必要があります。

《施策の方向性》

働く意欲はあるが就労にあたり困難な要因を抱える人（就職困難者）や不安定な就労を余儀なくされている人の能力と希望に応じた就労を支援する施策に取り組みます。また、市内の事業所において、働く人々が安心して、いきいきと働くことができる職場づくりを促進する施策に取り組みます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 産業振興ビジョン・アクションプラン
平成22年3月に、10年先の産業やまちのあるべき姿を描いた「茨木市産業振興ビジョン」を策定し、「茨木市産業振興アクションプラン」は、そのビジョンに向けて、早期に着手する5つの重点施策を中心に取り組むべき内容や推進体制などを示す行動計画
- 第2次茨木市男女共同参画計画
国や府の男女共同参画基本計画等を踏まえ、少子高齢化の進行や家族・地域社会の変化、社会情勢の変化などに対応し、男女共同参画社会を実現するための施策を示す計画
- 次世代育成支援行動計画（第3期）
すべての子どもの育ちと子育てを切れ目なく、社会全体で支えるための施策を示す計画

- 茨木市障害者施策に関する第3次長期計画

障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-3 障害者への支援を推進する	障害者に対する就労支援を連携して推進します。
1-4 生活困窮者への支援を推進する	生活困窮者に対する就労支援を連携して推進します。
2-1 すべての子どもの育ちを支援する	ひとり親家庭等に対する就労支援やワークライフバランスに関する施策を連携して推進します。
2-5 青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する	ニート等の若者に対する就労支援を連携して推進します。
7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	職場のハラスメントなど企業における人権問題に関する施策を連携して推進します。
7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	女性に対する就労支援やワークライフバランスに関する施策を連携して推進します。

※ハローワークいばらきの有効求人倍率を掲載予定

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①就労の支援	現状と課題 雇用情勢は改善の傾向にありますが、就職困難者の就職は依然として厳しい状況にあります。 希望する就労を実現するため、自らのスキル向上をめざす人を支援する必要があります。	市 関係機関と連携し、企業見学会や合同就職面接会、求職者のスキルアップ支援などさまざまな就労支援施策を行います。また、障害者雇用などの理解を深めるため、啓発を行います。
	目標 若者、女性、障害者などが、その能力と希望に応じた就労を実現しています。 市民や学生の市内における就労と、市内中小企業等の人材確保が促進されています。	市民 希望する就労を実現するため、スキルアップ等に努めます。
		事業者・団体 事業者は、障害者やひとり親家庭の方などの就労について理解を深め、その雇用に努めます。
②働きやすい職場づくりの推進	現状と課題 職場でのハラスメント事例や過重労働など、労働者の権利侵害が起こっています。 労働環境の変化に伴い、労働関係法制の整備等が行われていますが、事業所規模により、労働条件や福利厚生などの格差が存在しています。	市 働きやすい職場づくりや、労働基準法等の労働法制について周知、啓発を行います。また、労働に関する身近な相談窓口を設置するとともに、市内事業所で働く人々の福祉の増進を図るため、勤労者互助会を支援します。
	目標 働く人々の権利が守られるとともに、雇用が安定し、安心していきいきと働いています。	市民 職場環境や労働法制について、関心を持ち理解を深めます。
		事業者・団体 事業者は、労働基準法などの労働関係法令を遵守し、誰もが働きやすい環境づくりや勤労者の福利厚生の充実に努めます。

施策4. 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる

施策概要

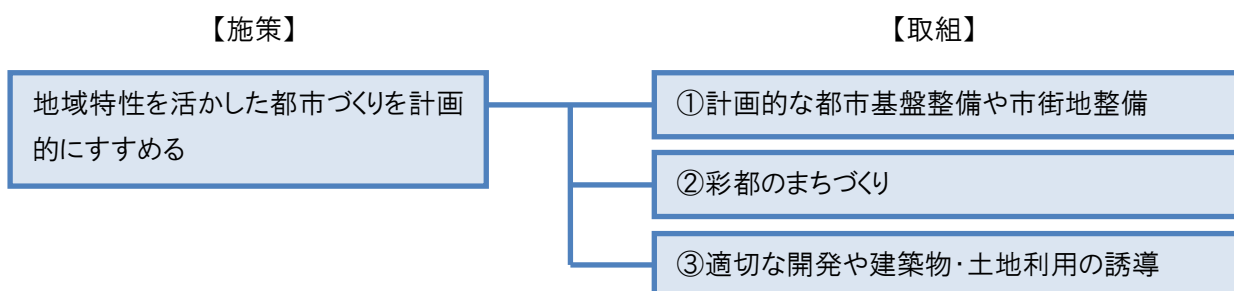
《施策の必要性》

本市は国土軸に位置し、交通利便性に優れた立地であり、都市の活動も、広域的な視点から進められています。一方、近年、経済のグローバル化等から、企業の移転や流出が見られます。将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、広域的な交通等の基盤整備と良好な住環境や魅力ある産業環境等の形成をさらに推し進め、都市機能が適正に配置された総合的な機能を備えた都市づくりを計画的に進める必要があります。

《施策の方向性》

広域的な都市基盤施設の充実を図るとともに、計画的な市街地整備や地域特性をいかした土地利用の誘導を図り、強み(ポテンシャル)をいかした整備を推進します。また、住、働、学、憩という都市において行われる機能を備えたまちづくりを進め、活力と魅力の増進に取り組めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載する計画

- 景観計画

景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれが将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	幹線道路沿道や特区制度を活用した企業立地に関して、周辺環境に配慮した適切な土地利用や建築物の誘導を図ります。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	景観計画や緑の基本計画に即して、地域の生活環境や景観に配慮した良好な土地利用や開発を誘導します。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	都市計画施設の計画的な整備や必要に応じた見直しにより、秩序ある市街地の整備を進めます。
5-9 市民・民間による都市づくりを促進する	民間活力の活用や、住民による地域づくりと連携し、地域特性をいかした土地利用を誘導します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①計画的な都市基盤整備や市街地整備	現状と課題	市
	広域的な都市基盤整備等においては、国・府・近隣自治体等と協議し、連携した取組を進めています。 大規模な開発や工場跡地の再開発等の土地利用にあたっては、地区計画等の制度を活用し、計画的で秩序ある市街地整備を進めています。 また、既成市街地における駅周辺施設の再整備のニーズが高まっています。	広域的に影響を及ぼす都市基盤や大規模施設については、関係機関等と連携し、協議を進めます。 広域幹線道路沿道については、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、適正な土地利用を誘導します。 既成市街地についても市街地再開発事業等を活用し、持続可能な市街地の形成を推進します。
	目標	市民
	関係機関や事業者と連携し、広域的観点から都市づくりに取り組んでいます。 また、地域の実情に応じて、適宜適切に土地利用制度が見直され、時代の変化に対応した計画的な市街地整備が進められています。	地区計画や建築協定、景観協定の活用等、地区の状況に応じた自発的なルールづくりにより、生活環境の維持や向上に努めます。 土地区画整理事業等により、良好な市街地環境の形成と整備に取り組みます。
②彩都のまちづくり	現状と課題	市
	西部地区は現在約7,600人の方が居住し、中部地区は造成工事に着手しています。 東部地区の一部では事業化に向けた取組が進められており、新名神や名神に近接している立地をいかした流通業務の拠点等としての整備が望まれます。	西部・中部地区では良好な住宅地の形成や企業等の誘致を進めていきます。東部地区は、社会経済情勢や周辺環境の変化に対応したまちづくりを、民間の活力等を活用しながら、段階的に進めていきます。
	目標	市民
	東部地区のまちづくりについては、民間の活力等を活用しながら段階的に進めています。 西部・中部地区は良好な住環境等の維持形成と企業等の誘致を進めています。	住宅地にあつては地区計画等を活用することで、地域住民が主体となって良好な住環境の維持に努めます。
		事業者・団体
		広域的に影響や効果を及ぼす大規模な開発において、開発事業者は、住民のニーズや社会経済情勢の把握、周辺への配慮に努め適切な土地利用を検討し、本市及び関係機関等と協議・調整を行います。 また、土地区画整理事業や地区計画等を活用し、計画的な市街地整備に協力します。
		事業者・団体
		彩都建設推進協議会を中心とした彩都計画を進める事業者等は、東部地区の開発を進めるにあたって、社会経済情勢、周辺環境の変化や地権者の意向等を踏まえ、将来を見通したまちづくりを推進するとともに、新たな産業創出につながる企業等の誘致に努めます。 進出企業等は地域への貢献に努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③適切な開発 や建築物・土 地利用の誘 導	現状と課題	市
	開発指導要綱に基づく指導や都市計画制度等の活用により、市街化調整区域における無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、市街化区域や既成市街地においては良好な生活環境や操業環境の整備に努めるなど、適切な土地利用の誘導を図っています。	開発許可基準の適正な運用や適宜適切な都市計画の見直しなどにより、社会経済情勢の変化や時代ニーズを捉えながら市の発展につながるよう、必要に応じて土地利用の誘導を検討します。
	目 標	市 民
	地域の土地利用形態の変化を見通した適宜適切な土地利用誘導や開発指導により、良好な生活環境や操業環境の形成を進めています。	建築物を建築する際には、景観や周辺の住環境に調和した計画となるよう努めるとともに、地域住民が主体となって、地区のルールづくりに取り組み、将来にわたって良好な生活環境が維持できるよう努めます。
		事業者・団体
		大規模な開発や土地利用転換を進めるにあたり、事業者は、住民のニーズや社会経済情勢の把握、周辺地域に配慮し、将来を見通した計画的な土地利用を検討します。 また、緑空間の確保や景観、周辺住環境に配慮した計画となるよう努めます。

まちの将来像 第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち

施策5. 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる

施策概要

《施策の必要性》

快適で豊かな住宅・住環境は、行政による公共施設の整備だけでは実現できず、住民、事業者の活動が大きな役割を果たします。都市に関わる全ての主体が、その役割を理解し、住みよい環境形成に取り組むことが重要なのです。都市計画などの制度は、住民や事業者の活動を誘導することで、良好な環境や景観形成のため設けられていますが、よりよい環境を創り、守り、育てていくための意識づくりやルールづくりが必要です。

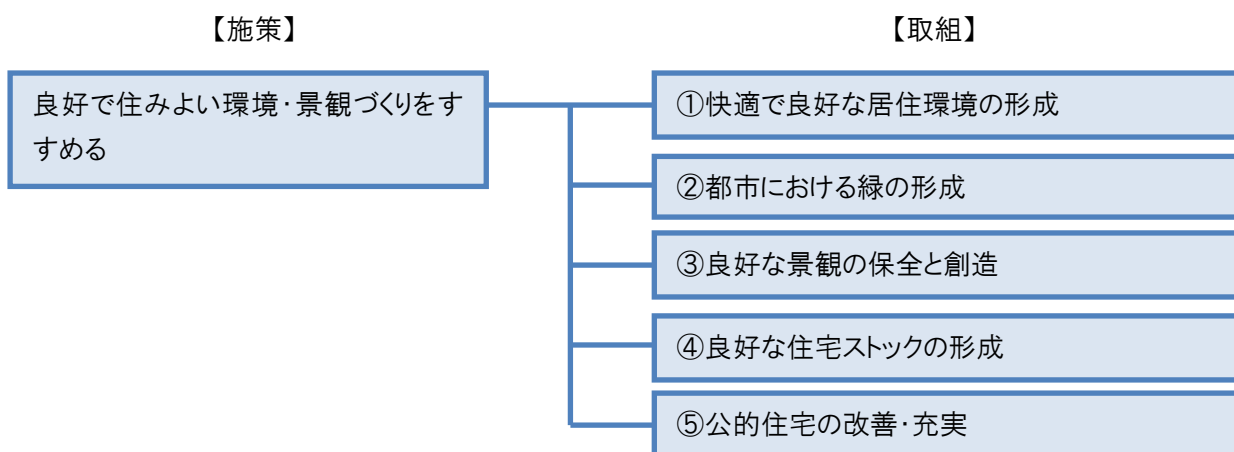
また、水とみどりは、良好な環境形成に大きな役割を果たすものであり、その保全と創造に取り組むことが必要です。

《施策の方向性》

住民、事業者による開発や施設の管理が、良好な環境を形成することを基本に住みよいまちを創るため、計画の共有、ルールの作成、適正な運用と適時適切な見直し、住民への支援などを行い、快適な住環境や美しい街並みが魅力的で将来にわたり住み続けたいまちをめざします。

また、緑地の適正な保全と緑化を推進し、自然とのふれあいや水とみどりをいかしたうるおいのある環境づくりをめざします。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 都市計画マスタープラン
市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画
- 緑の基本計画
緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める計画

- 景観計画

景観法を活用した今後の景観行政の全体像を示し、市民、事業者、行政それぞれが将来の景観のあり方を考え、共有し、住み続けたいまちを未来へ継承していくための計画

- 市営住宅長寿命化計画

市営住宅を安全で安心な住まいとして長期間にわたって確保するため、予防保全的な観点から耐震改修や外壁改修、屋上防水等の修繕や改善の計画を定め、長寿命化による維持管理費の削減と修繕等の事業量の平準化を行い、併せて管理・運営に関することを改善することにより、効率的・効果的な活用を図る計画

- 住宅・建築物耐震改修促進計画

市における建築物の耐震化を計画的に促進するため、必要な施策や啓発及び知識の普及等の必要事項を定める計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	居住環境の向上やバリアフリー化の促進により、高齢者が安心して生活できる良好な住宅の形成に努めます。
4-1 災害への備えを充実させる	建築物の耐震化を促進することにより、安全で良好な住宅ストックの形成を図ります。
5-4 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる	適切な開発指導や土地利用誘導により、快適な住環境や美しい街並みの形成を推進します。
5-9 市民・民間による都市づくりを促進する	住民による地域づくりの支援を行うことにより、良好な居住環境の維持・創出を図ります。
6-2 バランスの取れた自然環境をつくる	緑の基本計画や景観計画に基づき、公園の再整備や公共空間における緑化の推進により、都市のみどりの充実に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	大学などの多様な主体と協働し、快適で良好な居住環境の形成を推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①快適で良好な居住環境の形成	現状と課題	市
	高度地区による高さ制限や地区計画の導入により、各地域の実情に応じた適切な規模の建築物の立地や、周辺環境に配慮した土地利用の誘導を進めています。	住民活動への支援を行い、住民の合意と相互協力による地区計画や建築協定、景観協定の導入等を図るとともに、創意工夫により魅力ある計画となるよう、民間建築物における総合設計制度の活用を促進します。
	目標	市民
	市民・事業者・行政の協働により、居住環境の保全と向上に努めています。	地域住民間での協力や行政・事業者との連携により、良好な居住環境の維持・創出に努めます。
②都市における緑の形成	現状と課題	事業者・団体
		開発事業者は、開発や建築物の建築にあたっては周辺住民の居住環境に十分配慮し、地域と調和した良好な居住空間や街並みの形成に努めます。
	目標	市
		整備後、相当年数が経過している公園について、住民ニーズや地域の実情に即した再整備を検討します。 開発にあたっては緑空間の確保や配置に留意した指導に努め、公共施設の整備にあたってはオープンスペースを確保し、質の高いデザインによって周辺の景観や環境との調和に努めます。
	目標	市民
		庭先の植栽や地域の公共空間における緑化活動に取り組み、緑のあふれる美しいまちづくりをめざします。
		事業者・団体
		開発事業者は、開発に伴う公園の整備においては、適切な規模の確保や利用しやすい配置となるよう努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③良好な景観の保全と創造	現状と課題	市
	茨木市景観計画及び景観条例を制定し、市民・事業者・行政の協力により、山並みや田園等の美しい自然の保全、建築物の形態意匠の誘導や民有地の緑化の推進によるうるおいと落ち着きのあるまちなみの整備など、地区の特性に応じた良好な景観の形成に努めています。 各主体が担い手としての自覚を持ち、長期的に良好な景観づくりに取り組むことが望まれます。	茨木市景観計画及び条例に基づき、官民協働による魅力的な景観の形成の推進を図ります。 また、地域の歴史文化をいかし地域の魅力向上につなげていきます。
	目 標	市 民
	市民・事業者・行政の協働により、美しい景観は市民共通の財産として、創る・守る・育てるという意識の共有と実践が進んでいます。	一人ひとりが景観形成の担い手であり、建築行為等において、各自が周辺に配慮するという意識を持ち、良好な景観の創出に努めます。 地区レベルで、市民が主体性・責任感・愛着心を持ち、自主的な取り決めによる景観の創出に努めます。
		事業者・団体
		開発事業者は、地域社会の一員として、その事業活動が周辺の環境に与える影響を十分考慮し、良好な景観の形成に努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④良好な住宅 ストックの形成	現状と課題	市
	住まいの安全を確保するための住宅の耐震化に対する補助金の交付や、良質な住宅ストックを形成するための長期優良住宅の認定などを行っています。今後も長期にわたり持続可能な住宅の供給や支援、市民への住まいに関する情報提供の充実を図っていく必要があります。	市内の住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や改修の補助を行います。 居住水準の向上、バリアフリー化の促進や、住宅の長寿命化等のための制度の周知と普及に努め、市民の居住環境向上を図ります。
	目標	市民
	良好な住宅が供給され、市民の居住環境が向上しています。	住まいの安全確保のため、耐震診断や改修に取り組みます。 長期間にわたって安心して住むことができる良質な住宅づくりや住まい選びに努めます。 事業者・団体 事業者は、耐震診断や改修に関する市民への情報提供を行い、耐震化が促進されるよう努めます。 開発事業者等は、住宅の長寿命化のための制度の活用等により、市民に良質な住宅ストックを提供するよう努めます。 リフォームに関する情報提供や支援、中古住宅の流通促進に努めます。
⑤公的住宅の 改善・充実	現状と課題	市
	良質なストック重視の住宅施策の展開が求められる中、公営住宅分野については、厳しい財政状況のもと、効率的かつ効果的な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応することが求められています。そのため、公営住宅ストックの長寿命化を図り、維持管理コストの縮減に繋げることが重要となっています。	市営住宅を適切に維持管理することにより、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。
	目標	市民
	公的住宅の改善・充実に努めています。	事業者・団体 適切な維持管理により、良質なストックの形成を図り、安全で安心な住まいの確保と長期的な活用を行い、セーフティ・ネットとしての役割を果たします。 公的住宅の住まいに関する情報提供を行います。

まちの将来像 | 第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち

施策6. 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる

施策概要

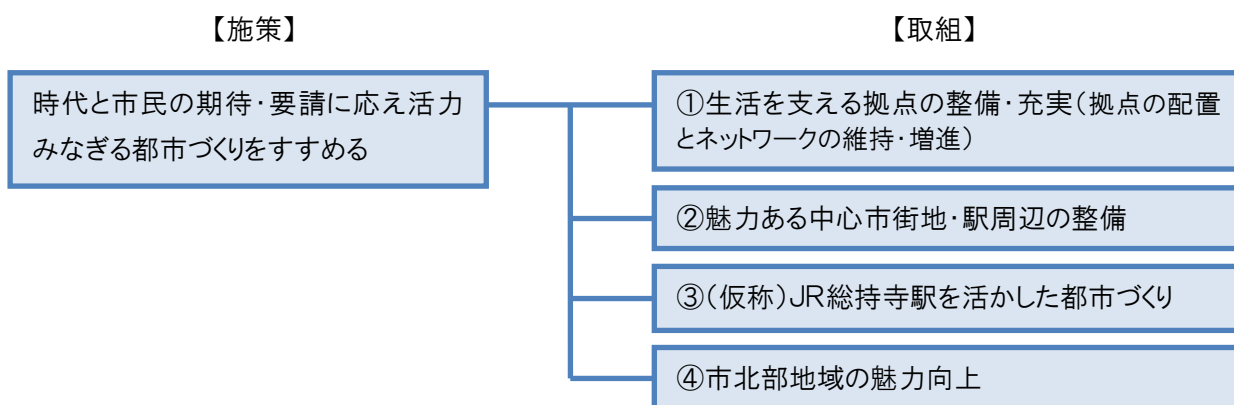
《施策の必要性》

時代の変化に対応し、都市間競争を生き抜く魅力あるまちであり続けるためには、集約型都市構造への転換や都市魅力の向上など、これからの社会を見据えた取組を進めていかなければなりません。本市で進みつつある主要プロジェクトによる効果を市全体に広げ、長期的な視点のもと、新しい発想で、時代の流れや市民のニーズに応えるまちづくりを進めていく必要があります。

《施策の方向性》

将来にわたって住み続けたい、さらに活力ある都市として成長・発展させていくという視点から都市構造を捉え、生活を支える都市機能を維持・向上させるとともに、中心部における魅力ある地域、拠点への再生、北部地域をはじめとする豊かな文化、自然資源等をいかし効果を高める取組などにより、これからの時代を先導する活力あるまちづくりを進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画

- 総合交通戦略

「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市にふさわしい交通のあり方を交通体系として整理し、歩行者、自転車、自動車と公共交通を対象とした計画的な交通施策を示す計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
3-3 文化芸術活動を支援し歴史と伝統を継承する	中心市街地における文化活動の拠点づくりや歴史・文化の活用による地域の魅力づくりを推進します。
3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	北部地域の観光資源の魅力向上のための拠点として、公共交通の維持・充実を図ります。
5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	産業活性化、都市と農村の交流のための公共交通を図り、地域産業活性化に努めます。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	公共交通の維持・充実と生活拠点の利便性向上により、地域の生活環境の向上に努めます。
5-9 市民・民間による都市づくりを促進する	民間活力や住民による地域づくりを促進するための公共施設の維持・充実を図ります。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	市民や市民団体、大学等との協働のまちづくりにより、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活を支える拠点の整備・充実(拠点の配置とネットワークの維持・増進)	現状と課題 市中心部のJR及び阪急の駅前広場の再整備や(仮称)JR総持寺駅の設置等、公共交通の結節点となる駅や駅周辺等の拠点整備が進められています。 これら拠点間のネットワークの維持・増進を図るとともに、各地域拠点において生活に必要な都市機能の維持・充実を図り、コンパクトなまちづくりを進めていく必要があります。	市 市内各地域における生活を支える拠点となる駅や駅周辺等の整備と、必要な公共施設の機能の維持・充実を図ります。 また、交通をはじめとしたネットワーク機能の維持・増進に努めます。
	目標 公共交通の結節点となる市の中心拠点や地域の生活拠点の整備により、都市機能が維持・増進され、地域の生活環境が向上しています。	市民 生活拠点における施設や公共交通の利用に努めます。
		事業者・団体 商業・交通・サービス等市民の生活を支える事業を営む事業者は、地域住民が利用しやすい生活利便施設の充実に努めます。 交通事業者は、交通事業者間の連携や、各行政機関等との協力により、公共交通の利便性向上を図ります。
②魅力ある中心市街地・駅周辺の整備	現状と課題 都市として発達を遂げてきた本市においても、商業環境の変化等による駅前や商店街の利用者の減少が課題となっています。 一方で、長年地元で愛されている店舗や個性豊かな新規店舗による賑わい創出の動きが見られます。	市 駅周辺の再整備やシビックセンター環状道路の一方通行化、回遊性のある商業地区づくりにより、魅力ある賑わいの拠点形成を図ります。 また、中心市街地活性化協議会の設立や基本計画の策定に向けて取り組みます。
	目標 駅周辺や中心商業地区の再整備が進み、人々が楽しく散策し、集う活気あふれる空間となっています。 起業家への支援などにより、魅力的な商店が生まれています。さらに、市民や市民活動団体等の協働の賑わいづくりの活動が実を結び、中心市街地に賑わいが生まれています。	市民 魅力ある中心市街地・駅周辺の再生に向けて、利用者の視点から課題を見つめ、商業者と共に、安全で快適に利用できる歩いて楽しい商業地区の形成や、賑わいの拠点づくりに取り組みます。
		事業者・団体 中心市街地で活動する事業者は、個性があふれ、新しい魅力を発信できる商業活動を展開します。 NPOをはじめとする市民活動団体等との対等な協働関係を築くとともに、自立した組織や団体を育成し、協働によるまちづくりを推進します。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③(仮称)JR総持寺駅を活かした都市づくり	現状と課題	市
	平成30年の(仮称)JR総持寺駅開業に向けて、JR、民間事業者、茨木市が連携・協力し駅建設及び周辺整備を進めるとともに、他の公共施設とのネットワーク強化を図る必要があります。	(仮称)JR総持寺駅建設に伴い、駅前広場やアクセス道路及び周辺道路の整備を推進するとともに、地域の公共交通の強化を図ります。 周辺の施設、資源との連携を図り、地域の魅力向上に努めます。
	目標	市民
	(仮称)JR総持寺駅が開業することで、まちの新たな拠点が誕生し、同駅や阪急総持寺駅周辺地域の活性化が図られています。	まちの新たな拠点や周辺施設を積極的に利用することにより、地域の賑わいづくりに参加します。 事業者・団体 協力して(仮称)JR総持寺駅周辺整備を進めている開発事業者は、同駅へのアクセス道路や駅前広場等の周辺環境整備に努めます。
④市北部地域の魅力向上	現状と課題	市
	北部地域には緑豊かな自然や歴史環境があり、憩い・癒しの場として市民に親しまれています。 彩都、安威川ダム、新名神高速道路などの大規模プロジェクトが行われており、周辺施設との相乗効果による魅力向上が期待されています。	安威川ダムや新名神などの周辺整備を行い、既存資源や新たに生まれる資源が結びつく取組を推進し、プロモーション活動等、北部地域の魅力発信に努めます。 また、観光拠点を含めた公共交通の確保を検討します。
	目標	市民
	市北部が良好な住環境と観光資源を備えた魅力ある地域として整備され、多くの都市住民の方との交流が増え、活性化が図られています。	地域住民や学生、市街地に住む人など、多くの市民が北部地域の施設の利用やイベント等への参加を通じて、賑わいづくりに関わります。 事業者・団体 北部地域で観光や農業等に係わる事業を展開する事業者は、北部地域の施設運営、イベント等の企画、実施に取り組み、北部地域の魅力づくりに積極的に関わります。

施策7. 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる

施策概要

《施策の必要性》

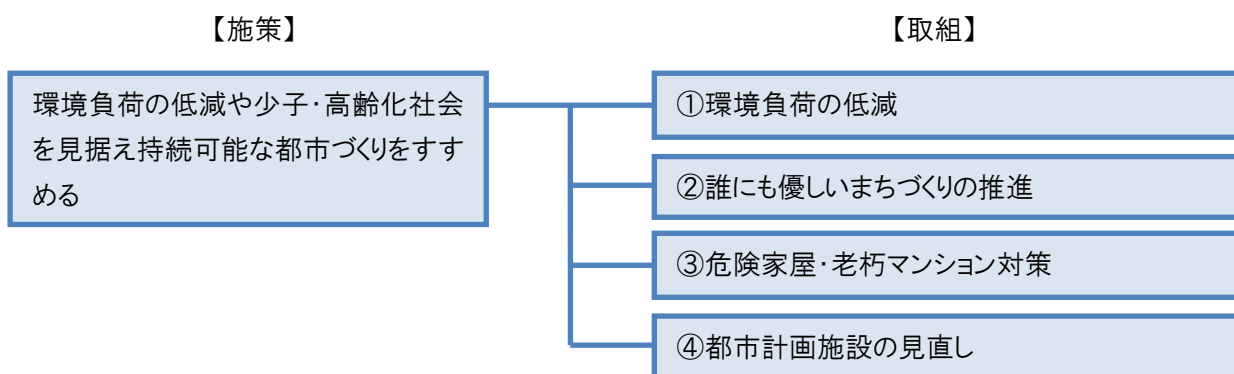
地球規模で進む環境問題に対応した低炭素・循環型の都市への転換、少子・高齢社会に対応したまちの活力の維持・増進、これから顕在化してくると予想される老朽化した住宅の放置、社会資本の老朽化への対応、維持管理コストの増大などの課題に対応し、持続可能なまちとなるよう、市・市民・事業者が協力して取り組んでいく必要があります。

《施策の方向性》

限られた資源を有効に活用し、地域内で循環する省エネルギー型の都市をめざすとともに、誰にもやさしい福祉のまちづくりや、既存のストックの活用や施設の長寿命化などを進めていきます。これにより、将来にわたって住み続けることができるまちをめざします。

今後も増加すると懸念される空き家については、所有者への働きかけを行うほか、まちづくりへの活用をめざします。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

● 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
1-2 高齢者への支援を推進する	公共施設や道路をはじめ、高齢者等が利用する施設等のバリアフリー化を推進します。
1-3 障害者への支援を推進する	障害者が安全で快適に利用できる公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進します。
3-5 都市間の交流と国際化を進める	国内外を問わず、さまざまな人が利用しやすい公共空間づくりやユニバーサルデザインの導入を推進します。
5-4 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる	適切な土地利用の誘導や開発指導を行い、将来にわたり持続可能なまちをめざします。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	相当年数の経過している公園等について、住民のニーズに沿った見直し・再整備を検討します。
5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	都市計画道路の見直しを図るとともに、誰もが利用しやすいよう、公共交通の移動円滑化を推進します。
6-1 いごこちの良い生活環境をたもつ	空き家所有者への働きかけ等、関係部局の連携により、地域の快適な生活環境の確保に努めます。
6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	市民自ら省エネルギー対策に取り組み、低炭素化社会に向けたまちづくりの推進に努めます。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	各主体の協働により、全ての人が安全で快適に利用できるまちづくりを推進します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①環境負荷の低減	現状と課題 環境問題が深刻化している中、低炭素社会の実現のため、さまざまな取組が進められています。 東芝工場跡地ではスマートコミュニティが構想されており、住居、商業施設、医療施設等、都市の構成要素を適正に配置し、さまざまなインフラの全体最適化を図るひとつのモデルケースとして検討が進められており、環境負荷を抑えたまちづくりや暮らしの実践が求められています。	市 東芝工場跡地でのスマートコミュニティ構想を促進します。また、既成市街地や大規模開発においてもスマートコミュニティ構想の考え方の導入の可能性について検討します。 低炭素社会の実現に向けたまちづくりの推進のため、低炭素建築物の認定制度の普及・啓発を行います。
	目標 市民一人ひとりが環境保全に対する高い意識を持ち、環境負荷の低減に努めるとともに、各主体の協働により、スマートコミュニティ構想や低炭素化社会の実現に向けた取組が進められています。	市民 環境問題に対する関心を持ち、積極的な情報収集や環境に配慮した住宅づくりなど、低炭素社会に向けた暮らしの実践に努めます。
		事業者・団体 複合的な都市開発を計画的に進めようとする事業者は、住居、商業施設、医療施設等、都市の構成要素を適正に配置し、さまざまなインフラの全体最適化を図るスマートコミュニティ構想の考え方の導入を検討します。 住宅供給等を行う事業者は、新たに住宅を建設する際には低炭素建築物の供給を促進するなど、環境負荷を抑えた低炭素型のまちづくり推進に努めます。
②誰にも優しいまちづくりの推進	現状と課題 鉄道駅にはエレベーターを設置し、歩道の段差解消や音響式信号機の設置等を個別に行っていますが、バリアフリー基本構想の策定やユニバーサルデザインの導入等、さらにバリアフリー化を進める必要があります。	市 進行していく高齢社会に対応するため、公共施設や歩行者経路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進し、安全な歩行空間の確保に努めます。 ユニバーサルデザインの導入にあたっては、関係部局が連携して取組を進めます。
	目標 市民や市を訪れる全ての人が安全で快適に利用できるように公共施設や歩行者経路等のバリアフリー化を実施し、分かりやすく利用しやすい公共空間の整備をするためユニバーサルデザインの導入を進めています。	市民 一人ひとりがバリアフリーに対する理解を深め、地域福祉の担い手であるという自覚を持ち、地域活動への参加や社会福祉活動への支援に努めます。
		事業者・団体 多数の人が利用する施設等を設置、管理する事業者は、市民や行政と連携を図り、特定建築物や道路等の公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を積極的に推進し、より広域的な都市施設のバリアフリー化に努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③危険家屋・老朽マンション対策	現状と課題	市
	倒壊のおそれのある危険家屋への対応や、老朽マンションの建替え等に関する相談が市民から多く寄せられています。 各市で空き家の適正管理に関する条例が制定されるなど、増加する空き家への対策が全国的に課題となっています。	増加する空き家の所有者への働きかけや建物の適正な管理につながる情報提供等を行い、既存ストックの活用につなげます。 分譲マンションの適正な管理や建て替えの円滑化を図るため、民間団体との連携による情報提供や相談機能の推進を図ります。
	目標	市民
	老朽化した建築物への適切な対応による安全性の確保や、既存ストックを活用したまちづくりが進んでいます。	空き家の適正な管理や有効活用に努めます。 事業者・団体 不動産に関わる事業者は、市民への積極的な情報提供や相談の場の提供に努めます。 また、自己管理する建築物の適切な管理に努めます。
④都市計画施設の見直し	現状と課題	市
	都市計画施設の多くは、高度経済成長期の急激な都市の拡大等に対処するために計画決定してきましたが、今日の人口減少、交通需要の減少などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う必要があります。	都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、長期未着手の都市計画施設については必要性・実現性等の観点から評価を行い、適宜見直しを行います。
	目標	市民
	都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、必要性・実現性等の観点から適宜見直しを行っています。	事業者・団体

施策8. 暮らしと産業を支える交通を充実させる

施策概要

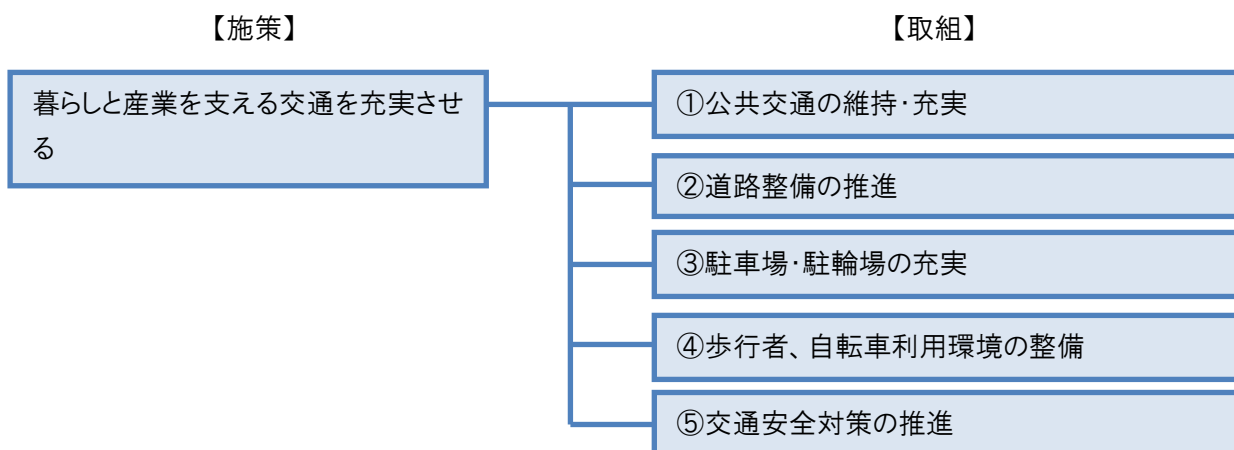
《施策の必要性》

人やモノの移動を支える交通は、さまざまな活動を支え、都市の動脈として重要な役割を果たします。今後とも、幹線道路の整備を進めて人、モノの円滑な流れを実現し、都市の活力を維持増進していかなければなりません。また、少子高齢社会においては、公共交通の維持や安全な交通環境など、交通弱者の移動の円滑化が求められています。さらに、近年は自転車の適正な利用が課題となっています。

《施策の方向性》

国土軸に位置する優位性をさらにいかしていくとともに、平成25年度に策定した「茨木市総合交通戦略」に基づき、「住みやすい・移動しやすい」まちづくりのため、道路ネットワークの充実と強化、公共交通の利用促進や歩行者・自転車空間の安全性の向上等の総合的な交通施策を進めます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 総合交通戦略

「住み続けたい元気なまち」を実現するために、市にふさわしい交通のあり方を交通体系として整理し、歩行者、自転車、自動車と公共交通を対象とした計画的な交通施策を示す計画

- 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画

- 自転車利用環境整備計画

自転車走行空間の整備、駐輪対策の推進、自転車利用マナーの向上といった自転車利用環境の改善を図る諸施策を展開していく指針となる計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
4-1 災害への備えを充実させる	防災空間ともなる、道路の持つ機能に配慮した整備を行います。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	中心市街地・各拠点を結ぶ公共交通の利便性向上や交通環境の改善により、まち全体の活力を高めます。
5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	都市計画施設の整備を計画的に進めるとともに、必要に応じて、都市計画道路の見直しを検討します。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①公共交通の維持・充実	現状と課題	市
	鉄道や路線バスの利用者数は減少傾向となっており、今後、高齢化が進展する中で誰もが安心して外出できる交通環境を整備するため、公共交通の維持及び拡充を図ることが重要となっています。	公共交通の利用促進を図るため、交通結節点である各鉄道駅の機能強化に努め、交通環境の整備を進めます。 既存バス路線を活用した利用環境の改善を進めます。
	目標	市民
	市内ではバス路線網が維持され、多くの人が利用し、タクシーは路線バスを利用できない交通弱者など、多様な利用者のニーズに応える公共交通になっています。	不要不急の車利用の抑制に努めるとともに、公共交通の維持も踏まえ、移動手段として積極的に公共交通を利用します。
②道路整備の推進	現状と課題	市
	本市は大阪府内や他府県を結ぶ地域幹線軸が縦横に交差しており、広域的な交通利便性に恵まれています。 しかし、市内の都市計画道路の整備率が低く、交通処理機能が不足しており、主要な幹線道路が混雑しています。	国土幹線・広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路の整備を計画的に進めます。 また、防災空間としての視点からも道路整備を進めます。 都市計画道路については適宜必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画の見直しを検討します。
	目標	市民
	市内中心部への通過交通の流入を抑制するとともに、市内幹線道路網の整備推進により、市内交通が円滑になるよう道路整備を進めます。また防災空間としての役割にも配慮します。	事業者・団体
③駐車場・駐輪場の充実	現状と課題	市
	駅周辺等における市営駐車場や駐輪場の整備が進み、路上駐車や路上駐輪は減少傾向にありますが、駐輪場については収容台数の不足等の問題を抱えています。	公共駐車場の維持に努めるとともに、駅周辺等における公共駐輪場の整備充実に努めます。交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進します。
	目標	市民
	交通の状況や地域の特性に応じた駐車場・駐輪場の整備が進んでいます。	駐車場や駐輪場の積極的な利用により、路上駐車・路上駐輪の低減に努めます。 交通ルールやマナー、駐輪や駐車ルールを守ります。
		事業者・団体
		鉄道事業者及び路線バス事業者、駐車需要施設の設置者などは利用者のために必要な自転車等駐車場を設置するよう努めます。

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④歩行者、自転車利用環境の整備	現状と課題	市
	市の中心部では自転車と歩行者がともに多く、自転車通行可能な歩道において混在する状況となっているため、歩行空間や自転車利用環境の整備が求められています。	歩行者専用道路や自転車道などの整備を進め、都市施設を結ぶ歩行者自転車空間ネットワークを図ります。 自転車利用環境を向上させる取組を進めます。
	目標	市民
	歩行者、自転車、自動車の通行空間の分離などによる安全な歩行空間の確保が進むとともに、自転車利用環境の向上により、安全な歩行者、自転車通行が可能となっています。	徒歩による移動や自転車利用のルールを守ります。
⑤交通安全対策の推進	現状と課題	市
	本市の事故発生件数は減少傾向ですが、更なる安全な道路環境の形成、交通ルールやマナー向上に対する啓発活動の強化が必要になっています。	交通安全施設等の整備により、安全な道路環境の形成に努めます。 歩行者、自転車利用者を対象に、通行ルールやマナーの啓発及び周知活動を行います。
	目標	市民
	安全な道路環境の形成を進めるとともに市民の交通意識を高めることで、事故の発生件数が減少し、安全かつ快適に通行できています。	自転車と歩行者との譲り合い等、交通に対する知識を高めるため、交通に関する学習への参加等、交通ルールやマナーの向上に努めます。
		事業者・団体
		事業者は、従業員にレンタサイクルの活用等、自転車の利用を促進するとともに、安全意識の啓発に努めます。
		事業者・団体
		交通管理者は、効果的な交通規制の推進、交通ルールやマナーの啓発に努めます。

まちの将来像 | 第5章 都市活力がみなぎる便利で快適なまち

施策9. 市民・民間による都市づくりを促進する

施策概要

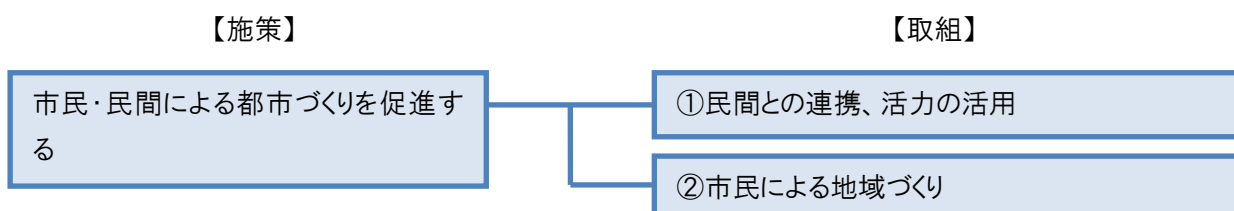
《施策の必要性》

本市は、地域住民の主体的な取組による地区計画等の策定を積極的に展開してきました。また、(仮称)JR 総持寺駅の整備など、民間事業者と市が協力して取り組んでいる計画が進んでいます。さらに、我が国では、一定の区域を事業者や住民自ら経営するといった新しい動きが始まっています。このような動きを踏まえ、地域住民、民間事業者が、自ら地域をマネジメントすることも想定した取組が必要となります。

《施策の方向性》

まちづくりに関する知識の普及、情報の提供、まちづくり活動への支援を継続して進め、住民主体のまちづくりの促進に努めるだけでなく、民間事業者と協力して進める新しいまちづくりについても検討、推進し、本市の魅力と活力を発信していきます。

《施策を実現するための取組の体系》



分野別計画等

- 都市計画マスタープラン

市の都市計画の基本的な方針を示し、10年後のまちの将来像と必要な施策展開方針等を整理し記載している計画

関連する施策と連携の内容

関連する施策	連携の内容
5-4 地域特性を活かした都市づくりを計画的にすすめる	民間活力等の活用や地域住民の活動の支援により、地域の特性をいかすまちづくりを進めます。
5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	住民、事業者、行政の連携・協働により、良好な住環境の整備に努めます。
5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	民間事業者との協働により、時代の変化に対応する安全・安心な都市環境の整備に努めます。
7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	まちづくりに関する制度の普及や情報提供に努め、地域住民による主体的なまちづくりを支援します。
7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	民間事業者や市民、NPO等と連携・協働し、魅力あるまちづくりに積極的に取り組めます。

取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①民間との連携、活力の活用	現状と課題	市
	民間の開発において、公共施設の整備や市民が利用できる施設が設置されるなど、民間と連携したまちづくりが進んでいます。 また、民間の創意工夫等をいかした地域の整備や維持管理の視点が求められています。	指定管理者制度や PFI 事業等を活用した公共施設の整備・管理運営や都市計画提案制度等の適切な運用に努めます。 大規模な開発等の新たなまちづくりにおいては、民間と協力しながらまちづくりを進めます。
	目標	市民
	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、都市計画制度や民間活力等を活用したエリアマネジメントの取組が進み、地域の魅力が向上しています。	事業者・団体 民間開発事業者は、公共サービスに対する市民ニーズの高度化・多様化に対して、民間主体のノウハウ・創意工夫・柔軟性等をいかし、ニーズに即した地域の担い手となり、新たなまちの魅力の創出をめざします。
②市民による地域づくり	現状と課題	市
	地区計画の決定や建築協定、景観協定の締結など、地域住民等による地域環境の保護等の取組が進んでいます。 まちづくり塾やまちづくり寺子屋等を開催し、市民のまちづくりに関する知識の普及等に努めています。 今後も、さまざまな主体との協働により、住民の活動を支援していくことが望まれます。	地域住民等による地域環境の保全等の取組に対し、必要な支援を行い、地域の状況に応じた制度の活用を促進します。 まちへの関心を高めるため、市民や事業者へのまちづくりに関する情報提供や交流の場を設けます。
	目標	市民
	地域における住民の主体的な活動を支援することにより、住民による地域づくりが進んでいます。	まちづくりに関する情報提供や交流の機会を積極的に活用し、主体的に地域づくりやまちづくり活動に参画します。 事業者・団体 大規模な宅地開発等の新たなまちづくりにおいて、開発事業者は、地域の状況に応じた制度を活用し、良好な地域環境の形成に努めます。 まちづくりの専門家やNPO等は、住民の主体的なまちづくり活動に対し、各団体の専門的な見地から支援や協力を行います。

5 都市構造

(1)都市構造の考え方

都市構造は、第4次総合計画では、地理的条件のもと茨木市域を「北部地域」、「丘陵地域」、「中心地域」、「南部地域」の4地域に分け、それぞれの地域の現状と課題を整理し、将来計画を示すものでした。

しかし、本市は各地域において多様な特性を有していることから、地域としてめざすべき姿を明確にするため、今回は、本市の都市構造を考える3つの視点を踏まえ、市内を市街地・土地利用の特性別に7つに分類し、それぞれの地域区分において特性をいかしたまちづくりの方針を示しています。

都市構造は、以下の3つの考え方に基づき、多様な特性を持つそれぞれの地域がめざすべき姿を設定しています。

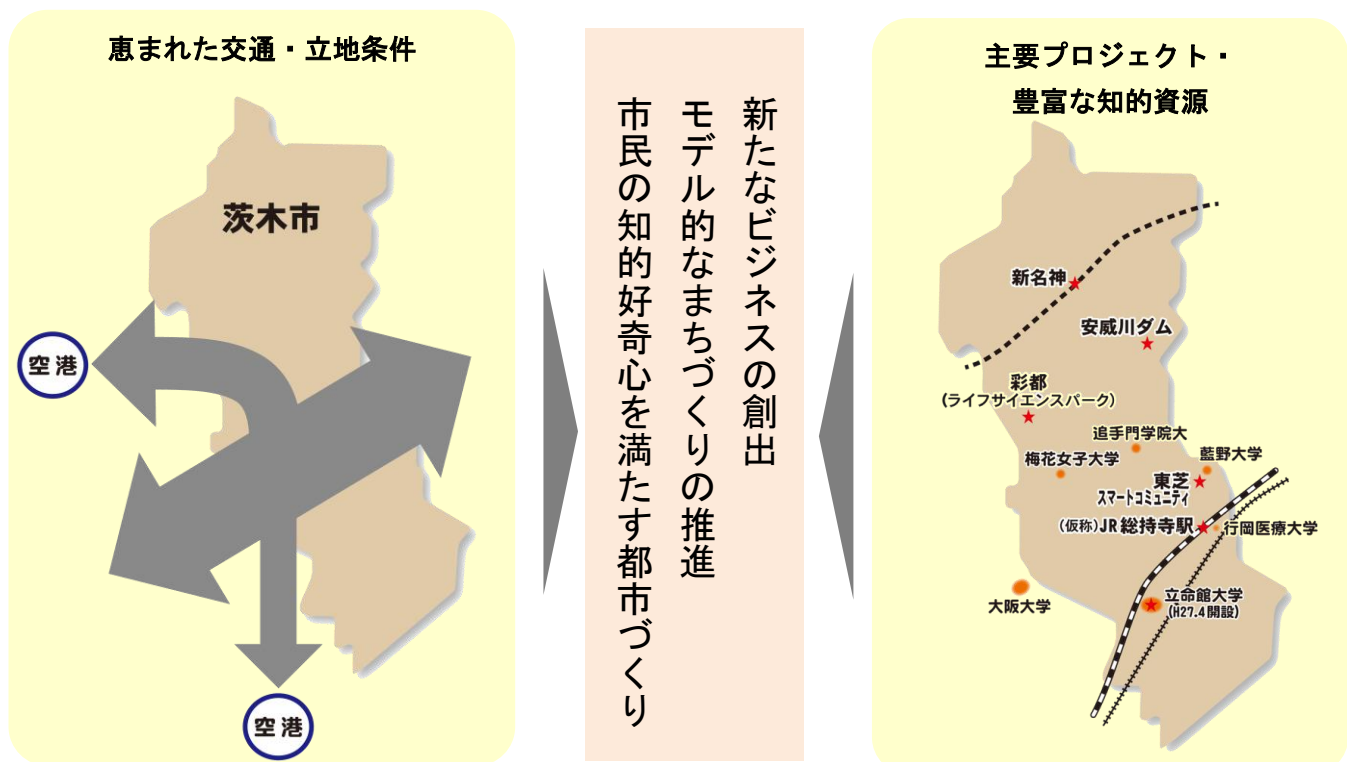
◆都市構造の区分◆

No	地域名
①	中心市街地(都市拠点)
②	地域拠点・生活拠点
③	北部地域
④	産業集積地域
⑤	更新時期を迎えつつある住宅団地
⑥	新規開発住宅地
⑦	市街地に隣接したみどり

都市構造の考え方①

本市の魅力・強みを活かした都市づくりの推進

本市における今後のまちづくりにおいては、自然・歴史・良好な住宅地など従来からある地域資源と、新たな魅力・強みである「大学」や「企業」「恵まれた交通環境」、さらに地域コミュニティや市街地の賑わい等を結びつけることにより、新たなビジネスの創出やモデル的なまちづくりの推進、市民の知的好奇心を満たす都市づくりを進めることをめざします。



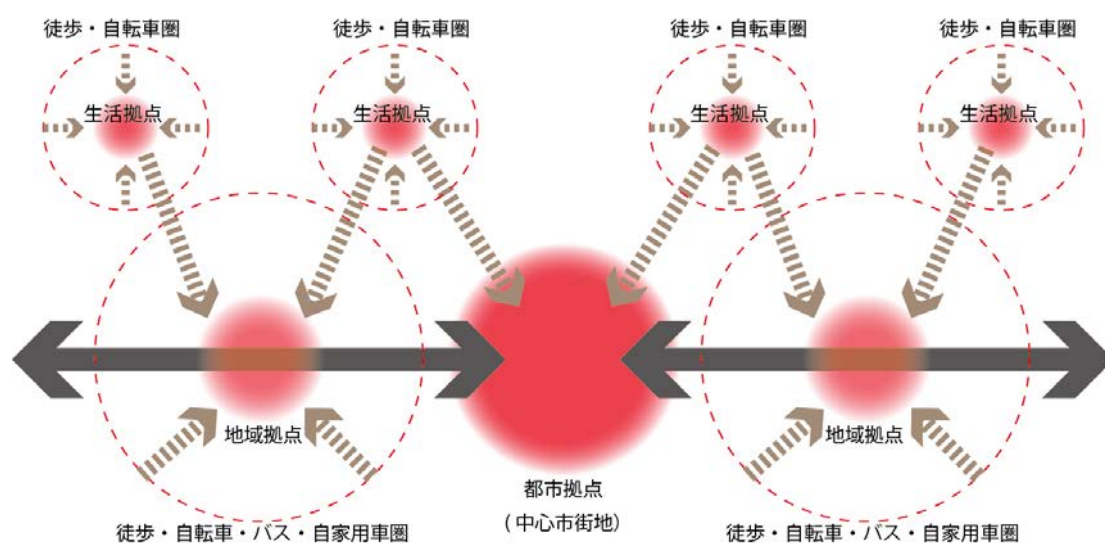
都市構造の考え方②

コンパクトな生活圏を形成する「拠点」と「ネットワーク」で
構成される「多核ネットワーク型都市構造」の形成

本市は、現状のコンパクトな都市構造を引き継ぐとともに、今後は、中心市街地や各地域の拠点となるエリアの機能充実とそれらを結ぶ交通ネットワークを充実した、「多核ネットワーク型の都市構造」をめざします。

拠点となるエリアには、それぞれの圏域に応じて商業・業務、医療・福祉、教育・学習等の都市機能を配置することにより、徒歩・自転車を中心とした生活圏域として、子どもから高齢者まで、だれもが生活しやすい都市とします。

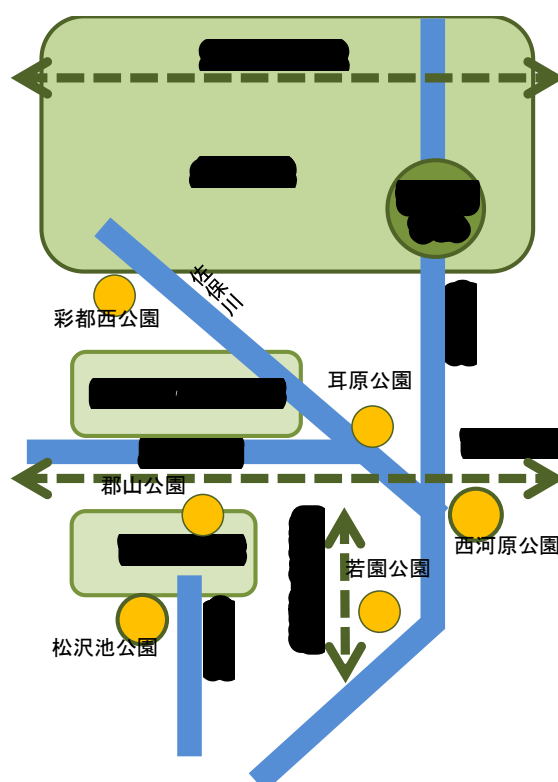
地域拠点・生活拠点のイメージ図



都市構造の考え方③

水とみどりのネットワークの形成

本市は、水辺やみどり、その中に含まれる歴史・文化資源をネットワークすることにより、身近なところで憩いの場、健康づくりの場に触れることのできるまちとするとともに、本市の都市イメージをより一層向上させることをめざします。



(2)都市構造

① 中心市街地(都市拠点)

中心市街地は、茨木市の都市拠点として、駅などの交通結節点や商店街などの商業機能、市役所などの市民サービス機能等が立地しており、多くの市民等が訪れ、利用するための「場」「機能」「交通」が集積する地域です。

今後は、それらの機能の充実を図るとともに、「医療・福祉」「子育て」「文化」などに関する施設機能を組み込み、アートや花・緑、イルミネーションなどによる華やかで楽しい雰囲気醸し出す取組みを推進することで、より多くの市民等が利用し、生活に彩りを持たせることのできる「人」「モノ」「感性」が交流する地域をめざします。

また、市内のものづくり企業や農家、芸術活動などと連携した個性的な商品を扱う店舗や、新規ビジネスの立ち上げを望む若者などの店舗・活動拠点などの立地促進をめざします。

② 地域拠点・生活拠点

地域拠点は、鉄道駅周辺の市街地として、送迎バスや自転車、パークアンドライド、キスアンドライドなどによる交通結節が可能な交通環境が整っていると同時に、徒歩・自転車利用を中心に、自家用車利用も想定した生活圈域の暮らしを支える購買・サービス機能が一通り備わっている地域をめざします。

生活拠点は、徒歩または自転車利用を想定した圏域の住民の暮らしを支える購買・サービス機能が一定程度備わっていると同時に、地域福祉や住民によるまちづくりの交流・活動拠点となる施設・機能が立地する地域をめざします。

③ 北部地域

北部地域は、豊かな自然の中で培われてきた農山村の生活文化の営みと歴史により形成されている里地・里山の環境・景観に恵まれた地域です。また、スポーツ施設なども立地しており、市民が身近なところで癒しやくつろぎを感じ、楽しむことのできる場所となっています。

今後は、今ある環境を守り、活かしながら、市外からの来訪者も含めて、より一層、多くの人に楽しんでもらえるような魅力的な施設の整備や、「農・林」「食」「歴史」「スポーツ」などの魅力を高める取組みを推進するなど、北部地域の魅力アップと活性化をめざします。

また、地域住民の暮らしを支えるとともに、交流・観光を支える生活環境・交通環境の維持・充実をめざします。

④ 産業集積地域

産業が集積する地域においては、周辺市街地と調和した工場等の立地が維持されることを目指すとともに、新名神高速道路の開通による広域交通の利便性向上などを背景として、幹線道路沿道では新たに流通業の施設立地が促進されています。「彩都ライフサイエンスパーク」は、バイオ・医薬・食品等のライフサイエンス分野の研究・開発機能を持つ施設やインキュベーション施設が集積する市街地として維持します。

また、工場の移転等により土地利用の用途が転換される場合には、産業系土地利用との調和を重視すると共に、既成市街地における貴重なまとまった敷地であることを考慮して、本市の発展に寄与する複合機能が導入された開発や、最先端の ICT 技術等を駆使したスマートコミュニティなど、先導的な手法を取り入れた市街地整備を促進します。

⑤ 更新時期を迎えつつある住宅団地

緑豊かで成熟した住環境と住宅地景観を維持し、住宅の更新や耐震性能の確保を進めるとともに、近隣センターや住宅地内に生活を支える購買・サービス機能が持続的に立地している住宅地を維持します。

適切に中古住宅が流通し、子ども世帯のＵターンなど若年層の流入が見込めるとともに、高齢者が安心して住み続けることができるよう、バリアフリー化の推進や高齢者や障害者が安心して暮らせる住宅の供給がある住宅地をめざします。

また、住民自身が住宅地の管理や住民サービスの提供に主体的に関わり、住宅地としての価値を高める活動が展開される住宅地をめざします。

⑥ 新規開発住宅地

近年新たに開発または今後供給される住宅地においては、低炭素社会をめざし、エネルギーマネジメントや再生可能エネルギーの導入、低炭素建築物の普及などに取り組む住宅地の供給を進めます。

また、住民自身が住宅地の管理や住民サービスの提供に主体的に関わり、住宅地としての価値を高める活動が展開される住宅地をめざします。

⑦ 市街地に隣接したみどり

市民が身近なところで自然・みどりに触れたり、眺めることができる田園空間や丘陵地を保全します。そのため、市内における農産物の地産地消を実現できる近郊農業の場として農地の保全に取り組みます。また、市民がこれらの田園空間に身近に触れることのできる環境として、農業体験や観光農業、地域の特産品や伝統的な料理などを楽しむことのできる場の確保に取り組みます。

都市構造図



凡 例	
国土幹線道路	 計画
広域幹線道路	 計画
地域幹線道路	 計画
環状道路	
市街化区域	
大学が立地するエリア	
本市の魅力・強みを活かす新たな拠点	

